

自民党憲法草案の批判のために

自民党の改憲への衝動は大きくは2つ。(1)今のままでは戦争が出来ない。米国と一緒に(侵略)戦争ができない。憲法を変えて戦争を出来る国にする。(2)個人の私権を制限して国家政策を強行することができない。憲法のコアである「個人の尊重」を削除し、基本的人権を制限し国家主義的国家を作る。

そのため、国家権力の濫用を縛るといふ憲法の性格を根本的に変え、国家が人民を縛り、権利を制約し義務を課す道具に変えようとしている。国家の義務から国民の義務への転換。国家と国民の関係の逆転。本来の意味での憲法とは言えない。

「国防軍」の設置。「公の秩序」による権利制限。天皇の元首化。「日本国民」以外を排除する排外主義国家の形成。「日本国民」の義務と権利。国家のための教育。国旗・国歌の尊重義務。国家神道の復活の危険等々。

自民党憲法草案は、安倍政権がどのような国家をつくらうとしているのかを表現する。彼らが狙っている改憲そのもののテンポや具体的手順はいまのところ見えていないが、憲法草案からは、安倍政権と自民党、極右政権が作り上げようとしている日本国家の姿が浮かび上がる。すでに国造りは始まっているといえる。

武装して他国を威嚇する軍事国家、基本的人権を制約し国家秩序を優先する国家主義国家、マイノリティを抑圧し排除する排外主義国家、ヘイトクライム国家、天皇を元首と戴く君主国家、天皇崇拜のために国旗・国歌をあげさせる洗脳国家、「個人の尊重」を否定する国民統制国家・人権抑圧国家、戦争国家。

9条改憲がかすんで見えるほどすさまじい内容。(あえて言えば、「問題は9条ではない」。)

2013.2.24.
リブ・イン・ピース 9+25 N.

[1] 日本国憲法の基本精神の根本的な転換。

- ・国家権力の濫用を制限する憲法の性格の根本的な転換。国家が人民を縛る道具に。
- ・前文の全面削除。
- ・日本国憲法の大戦反省、二度と戦争をしない決意を削除。平和への希求を削除。かわりに国家主義的内容に変更。
- ・天皇制国家であることを明記。
- ・日本国民の国と郷土を守る義務

[2] 戦争ができる国をつくるための憲法(「2章 戦争の放棄」が 「2章 安全保障」に)

(1) 「国防軍」の設置。

Q & Aでは「戦争」と武力の威嚇や武力の行使を区別し、武力の威嚇や武力の行使の種類を 侵略目的 自衛権の行使 制裁の3つに分け、憲法9条第一項で禁じられているのは「戦争」および侵略目的による武力行使だけで、自衛権の行使や 国際機関による制裁措置は認められているとする。(p 9)

これは真っ赤なウソ。「制裁戦争」や「報復戦争」は国際法でも認められていない。

外交問題を軍事力によって解決する。

たとえば、北朝鮮の「ミサイル発射」に対して、制裁として軍事力の行使を行うことが合憲になる。

(2) 国防軍が行える活動を飛躍的に拡大。

以下Q & Aより引用 (p 1 1)

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するための活動(1 項に規定されている国防軍保持の本来目的に係る活動です。)

国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動(これについては Q10で詳述します。)

公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動(治安維持や邦人救出、国民保護、災害派遣などの活動です。)

現行憲法の解釈改憲によって、 は認められているが、米軍と一緒に上った途上国侵略や 国内治安弾圧など、これまで自衛隊に認められていない全く新しい任務がつけ加わることになる。

(3) 第二項の5には審判所 = 「軍法会議」の設置。

現在の日本国憲法は、軍と武力行使を完全に否定しており、全体が不戦の精神で貫かれていることから、軍法会議や宣戦布告の責任者など軍の存在を前提にするあらゆる国家システム、手続きなどが排除された構造になっている。それを根本的に変える。

(4) 9条三項「領土保全の義務」。尖閣諸島などで領土紛争が問題になったとき、国は軍事力を行使してでも守るということが義務となる。

Q & Aの中では、もともとは“国民の「国を守る義務」を明記すべきとの議論もあったが、徴兵制が問題になるので今回は見送った”とする。つまり構想としてはそこまで行っているということ。

しかし、「国は、「国民と協力して」領土を守る」義務が明記されることで、国民に協力させることが国の義務となる。

(5) 文民統制の限定(第 6 6 条)

(自民党案) (内閣の構成及び国会に対する責任)

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣及びその他の国務大臣で構成する。

2 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、現役の軍人であってはならない。

(現行)第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

[3] 憲法の核心である「個人の尊重」を削除。基本的人権を大きく制約。

(1) 日本国憲法の根幹をなす「個人の尊重」(第 1 3 条)の書き換え。

(自民党案)第 1 3 条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

(現行)第 1 3 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

「個人」から「人」への変更は重大。個人としては尊重されない。憲法の根幹が崩れる。個人の価値観や生き方を尊重し、一人一人がかけがえのない存在であるという基本的な思想の否定。国が“人のあり方”の基準を示しそれに諸個人が合致する限りで尊重するに過ぎない。国と郷土に誇りを持ち、国旗・国歌を尊ぶ国民こそが尊重される「人」なのであり、そこに「個人」の価値観が入り込む余地が制限される。

(2) 「公共の福祉」が「公の秩序」にすり替えられている。「公共の福祉」は「相互の人権」ととらえることが定説だが、Q & A ではこの法曹界の歴史的な定説、判例を否定。

“従来の「公共の福祉」という表現は、・・・学説上は「公共の福祉は、人権相互の衝突の場合に限って、その権利行使を制約するものであって、個々の人権を超えた公益による直接的な権利制約を正当化するものではない」などという解釈が主張されています。今回の改正では、このように意味が曖昧である「公共の福祉」という文言を「公益及び公の秩序」と改正することにより、憲法によって保障される基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにしたものです。”(Q & A p 1 4)

(3) 「基本的人権」の書き換え (第 1 1 条)

(自民党案)「・・・基本的人権は、侵すことの出来ない永久の権利である」

(現行)「基本的人権は、侵すことの出来ない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」 下線部削除

Q & A では、“基本的人権は(天から与えられた)人が生まれながらにして持つ権利である”という「天賦人権説」を否定し、「我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものである」という考えで変更したことを明記。つまり、基本的人権も「日本の歴史や伝統」によって制約を受けるものとなる。(p 1 4)

天賦人権説 = フランス人権宣言とアメリカ独立宣言の世界的な人権思想の中で生まれた、日本国

権方の基本的人権の思想を否定。

あとから述べるが、基本的人権が認められるのは「日本国民」に限定される、日本国民として義務を果たしているものに限定される危険。

同じく

(自民党案) 「第十九条 思想及び良心の自由は、保障する。」

(現行) 「第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」

思想良心の自由は基本的人権として人民がもともと持っているものではなく、国家が保障して初めて与えられるものになってしまう。

(4) 奴隷的拘束の容認?

(自民党案) 第十八条 何人も、その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は経済的關係において身体を拘束されない。

(現行) 第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。

「いかなる奴隷的拘束」を「社会的又は経済的關係」での「身体拘束」に限定している。これ以外の奴隷的拘束は認めるということ。政治的・軍事的拘束? 徴兵制を想定しているとの見方もある。

(5) 地方住民の義務(92条) 新設

(自民党案) (地方自治の本旨)

第九十二条 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行ふ。

2 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。

[4] 公の秩序に反する活動、結社の禁止

「公の秩序」=社会秩序とした上で、これを乱す場合は人権が制約されるのが当然とする。

新設

(自民党案) 第21条 (表現の自由)

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

活動の自由だけでなく、結社の自由もが禁止されている。これは重大。秩序を乱すとみなされる政治組織自体が違憲となる。

国の政策に反対する「反原発デモ」や基地に反対する沖縄の住民の行動、さらにはその団体などが「社会秩序を乱す」とされ、禁止されてしまう危険がある。

「日の丸・君が代」不起立では

「不起立行為は職務命令違反であり、式典の秩序や雰囲気を一定程度損ない、生徒にも影響がある。」(最高裁判決)

[5] 天皇は元首 天皇と国民の関係の逆転 (1 条、 6 条)

(1) 前文に天皇制国家であることが明記されている。「天皇を戴く国家」。全体として、天皇を敬い、奉るという思想が流れている。

(2) 第一章 天皇

・第一条「天皇は日本の元首」

・国民主権の曖昧化。「主権の存する日本国民」。(現行憲法でもそうだが、国民主権は天皇元首の修飾語として出てくるのみ)

・元号 (第 4 条) はもちろん、国旗・国歌の尊重義務 (第 3 条) も天皇の章に入る。国旗・国歌尊重義務は、天皇をたたえ尊重する義務ということ。(p 7)

・現行第 4 条 第 5 条 「国事に関する行為のみを行い」の「のみ」を削除。

・天皇の主体性の強化と、天皇と国民の関係の逆転。「国民のために」を追加。
国民の「臣民」制の強調。

(自民党案) 第 6 条 「天皇は、国民のために・・・次に掲げる国事に関する行為を行う」

・内閣の「助言と承認」ではなく「進言」。

“陛下に助言と承認とは失礼”(Q & A p 8)

・天皇の露出・浸透の強化。(新設)

第 6 条 5 第一項及び第二項に掲げるもののほか、天皇は、国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う。

[6] 国旗・国家尊重義務 (第 3 条)

・第 3 条「日本国民は国旗および国歌を尊重しなければならない」

・教育現場への攻撃が「日本国民」全体へ拡大。一方、日本国民以外は義務がない。絶対に排外主義に利用される。

[7] 宗教特権の例外規定

(1) 宗教権力の独自の危険性への規制を削除・変更

(自民党案) 第 20 条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない

(現行) 第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

国は特権を与えることは禁ずるが、特定の宗教団体が政治権力に入り込み、また宗教権力を行使する危険性がでてくる。

(2) 靖国参拝や護国神社の利用、忠魂碑その他教育などが「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えない」として認められる危険性。

Q & A では「これにより、地鎮祭にあたって公費から玉串料を支出するなどの問題が現実に解決されます」とする。

(自民党案) 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。

(現行) 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

[8] 日本国民以外を権利の対象から、さらには国からも排除

(1) 日本国籍を有しないものの選挙からの排除を明記 (15 条 94 条)

(自民党案) 第 15 条

1 公務員の選定を選挙により行う場合は、日本国籍を有する成年者による普通選挙の方法による。

(現行) 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する

(自民党案) 第94条 地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他重要事項を議決する機関として、議会を設置する。

2 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民であって日本国籍を有する者が直接選挙する。

(現行) 第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

Q & A 「外国人に地方選挙権を認めないことを明確にしました。」(p 2 8)

(2) これだけでなく、全体を通じて「日本国籍を有する者」を日本国民とし(第10条)、日本国民以外を権利の対象から排除する極めて差別的な構造となっている。

現行憲法英文では、Every person、No person、All people、The people、all persons、Any personなどで、あらゆる人が権利主体となっている。「国民」という概念はない。

現行憲法で「日本国民」を指す英文(Japanese national またはJapanese people)が出てくるのは以下の3カ所のみ。

- ・憲法前文冒頭で、日本国民の決意を示すところ、
- ・天皇は日本国民の象徴(1条)
- ・日本国民の要件は法律で定める(10条)

彼らが「押しつけ」憲法という場合、人権思想を押しつけられたと感じている。

たとえば、健康で文化的な最低限度の生活を保障する25条は、以下のように改変されている。

(自民党案) 国は、国民生活のあらゆる側面において・・・努めなければならない。

(現行) 国は、すべての生活部面において・・・努めなければならない。

これを文面通り読めば、保障対象は「国民」だけということになる。

[9] 勤労者の団結権から公務員を排除

新設

(自民党案) 第28条2 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。

[1 0] 男女平等と家族

(1) 家族の助け合い義務 (2 4 条)

(自民党案) (家族、婚姻等に関する基本原則)

第 2 4 条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

(現行) 第 2 4 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

Q & A では、世界人権宣言 16 条 3 項の「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する」を参考にしたとわざわざ言っているが、似て非なるものである。引用しているのは「社会の自然かつ基礎的な単位」の箇所だけで、結論が「社会及び国による保護を受ける権利」ではなく“家族が互いに助け合う義務”という全く正反対になっている。

(2) シロタ・ゴードンの規定と比較すること。

・シロタが起草した憲法草案の 2 4 条には、両親の強制や夫の支配の禁止、妊婦や乳幼児を育てる母親の保護、非嫡出子の差別の禁止などが盛り込まれていたが、「日本の風土」に合わないなどという理由で猛反発を受けた。それでも「両性の合意のみに基づいて」という核心部分が残った。自民党案は「のみ」が消えている。

[1 1] 国家のための教育 朝鮮学校を支援対象から排除

(1) 国家のための教育

(自民党案) 第 2 6 条

2 国は、教育が国の未来を切り拓ひらく上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。(新設)

教育の目的を、日本国の未来を切りひらくためと規定。つまり教育は、「個人を尊重し、ひとりひとりの人格的形成を目指すという」教育基本法の理念ではなく、国のための人材育成という観点。しかも、国民とすることで、在日外国人の子どもたちの権利が排除される。

(2) 朝鮮学校を支援対象から排除

(自民党案) 第 8 9 条 2 公金その他の公の財産は、国若しくは地方自治体その他の公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して支出し、又はその利用に供してはならない。

(現行) 第 89 条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

Q & A 「朝鮮学校で反日的な教育が行われている現状やこれまでの判例の積み重ねもあり」とわざわざ、朝鮮学校を排除するために付け加えたことを説明。(p 2 6)

“朝鮮学校も公教育” という批判を想定し、「公の支配に属しない」を「監督が及ばない」と巧妙に変更。

[1 2] 緊急事態 = 社会秩序の混乱時における基本的人権の制約。憲法の停止。

全く新しい概念として緊急事態が設定されている。「戒厳令ではない」と Q & A で断っているが、「内乱等による社会秩序の混乱」が挙げられていることは、現憲法にこれに類する規定が全くないことを考えれば、緊急事態が反人権的、反人民的規定の性格をもつことはあきらかである。

現在「国民保護法」という形で、「武力攻撃事態」における私権の制限が条文化されているが、「戦時」である武力攻撃事態を国内弾圧に援用しようとするもの。

(自民党案) 第 98 条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

しかも「等」というようなあいまいな規定で、「緊急事態」を拡大解釈して何にでも適用できる危険性が出てくる。

[1 3] 憲法改正発議要件および国民投票承認要件の緩和

・両議員の 2 / 3 以上の賛成 過半数の賛成。 国民投票で過半数 有効投票の過半数

(自民党案) 第 100 条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

(現行) 第 96 条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会

の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

[1 4] 最高法規性の制約

(1) 最高法規性と基本的人権の関係を削除

(自民党案) 削除

(現行) 第 1 0 章 最高法規

第 9 7 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(2) 国民の憲法遵守義務を新設。天皇は憲法遵守義務から免除。

(自民党案)(憲法尊重擁護義務)

第 1 0 2 条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

(現行) 第 9 9 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。